

議員提出議案第2号

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年11月28日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 池辺 己実夫

賛成者 加藤 政之
石原 幸雄

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日
条例第 号 〕

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築物」の次に「及び同条第2号に規定する特殊建築物」を加え、「を除く。」を「を除き、系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）を含む。」に改め、同条第5号ア中「土地、建築物の所有者、占有者又は土地管理者」を「土地又は建築物の所有者」に改め、同号イ中「100メートル」を「300メートル」に改め、同号ウ中「100メートル」を「300メートル」に改め、「を含む。」の次に「同号エにおいて同じ。」を加え、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業の場合は、事業区域の境界から概ね1キロメートル以内の牛久市内の区域に居住する住民、当該区域で事業を営む者又は住民が所属する行政区等の会長

第3条を次のように改める。

（適用範囲）

第3条 この条例は、土地に設置する事業用の太陽光発電設備であって、発電出力（送電端出力）が10キロワット以上のものに適用する。

第8条を次のように改める。

（設置抑制区域）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域の全部又は一部を太陽光発電

設備の設置を抑制すべき区域（以下「設置抑制区域」という。）に指定することができる。

- (1) 自然災害の発生が危惧される範囲に指定されている区域
- (2) 都市計画法に規定する市街化区域又は住宅団地に指定されている区域
- (3) 前号に規定する区域又は学校等の住環境を形成する地域の周辺に位置する区域
- (4) 豊かな自然環境が保たれ、かつ、魅力ある景観が形成されている区域
- (5) 自然環境の保全区域
- (6) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (7) その他市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の設置抑制区域において設置事業が計画された場合は、事業者に對し、当該設置事業を自粛するように要請することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、設置抑制区域を変更することができる。

4 市長は、第1項の規定により設置抑制区域を指定したとき又は前項の規定により設置抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

第9条の見出しを「(地域住民等説明会)」に改め、同条第1項中「設置事業を実施する前に」を削り、「得られるように努め、説明を行わなければならない」を「得られるよう説明会を開催し、周知事項を説明しなければならない」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(事前協議)

第9条の2 事業者は、前条第1項の規定による説明会を開催しようとするときは、あらかじめ設置事業に関する計画、説明会の開催計画及び周知事項について、市長と協議をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対して必要な助言を行うことができる。

第11条中「設計の基準」を「緩衝帯の設置、雨水流出対策、柵塀等の設置、太

陽光発電設備の仕様及び色彩並びに自然環境の保全について、規則に定める設計の基準」に改める。

第12条の見出しを「(実施協議)」に改め、同条中「設置しようとするときは」の次に「、第9条第1項の規定による説明会を開催した後に」を加える。

第14条を削り、第15条中「第13条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第15条 事業者は、設置事業を実施する間、太陽光発電設備の運用及び維持管理並びに災害時及び廃止後の措置について、規則で定めるところにより、毎年1回市長に報告しなければならない。

第21条第2項第1号中「第12条」の前に「第9条の2、」を加え、同項第3号中「第15条」を「第14条」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第15条の規定による報告をしなかった者

附 則 (令和 年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条、第3条、第8条から第9条の2、第11条、第15条及び第21条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第9条の2の規定による協議を実施する設置事業について適用し、施行の日前にこの条例による改正前の牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定による協議を実施した設置事業については、なお従前の例

による。

3 この条例の施行の際現に太陽光発電設備の設置工事が完了している設置事業又は設置工事に着手している設置事業については、なお従前の例による。

提 案 理 由

牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和 5 年第 4 回定例会において全会一致で可決された「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」は、令和 6 年 6 月 1 日の施行から 1 年以上が経過しました。

条例施行以降、議会に提出された請願をはじめ、地域住民の皆様から太陽光発電事業に関する様々なご意見やご指摘をいただく機会が増えております。

また、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」が改正されることにより条例との差異が生じており、条例と特別措置法の差異で混乱を招く事態もあり、地域住民から太陽光発電事業に対して心配や不安の声が寄せられる事例もあると聞き及んでおります。

このような現状を踏まえ、条例施行から 1 年が経過した現在、運用上明らかになった問題点や課題を補完・改善するため、条例の一部改正案を提出するものであります。